第百四十条に次の１項を加える。

８　前各項の規定にかかわらず、第六章の二第三節に定める先進的リスク測定方式によりＣＶＡリスク相当額を算出する場合において、第二百五十五条の承認を受けて用いる内部モデルにより格付遷移リスクを計測しているときは、派生商品取引のマチュリティについて一年を上限とすることができる。

第百四十八条第九項中「定める」を「掲げる」に改め、同条第十一項ただし書を削る。

第百五十五条第１項中「（基礎的内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫の場合、第百三条各号に掲げるもの又は４－２以上の信用リスク区分に対応するＰＤに相当するＰＤが割り当てられた内部格付を付与されたものに限る。）」を削り、同条第二項中「（基礎的内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫の場合、デフォルト・リスクについては、第百三条各号に掲げるもの又は４－２以上の信用リスク区分に対応するＰＤに相当するＰＤが割り当てられた内部格付を付与されたものに限る。）」を削る。

第百六十条第二項各号列記以外の部分中「当該取引」を「当該非同時決済取引」に改め、同項第１号中「当該取引」を「当該非同時決済取引」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　反対取引の約定決済日の五営業日以後は、当該非同時決済取引の約定額（当該非同時決済取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

第百六十条第三項第１号及び第二号中「当該取引」を「当該非同時決済取引」に改め、同項第三号中「すべての非同時決済取引」を「非同時決済取引の全て」に改め、同条第四項中「当該取引」を「当該非同時決済取引」に改める。

第百六十一条第二項中「第百三十四条、第百四十一条から第百四十三条まで、第百四十八条、第百四十九条」を「第百三十四条から前条まで」に改める。

第五章第三節第九款中第百六十一条の次に次の二条を加える。

（重要な出資のエクスポージャー）

第百六十一条の二　内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあっては、第百三十四条から前条までの規定にかかわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（ＥＡＤ）に千二百五十パーセントを乗じた額とする。

２　前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（ＥＡＤ）に千二百五十パーセントを乗じた額とする。

（特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）

第百六十一条の三　内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあっては、第百三十四条から前条までの規定にかかわらず、特定項目のうち第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通株式等Tier１資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（ＥＡＤ）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

第百六十九条第二項中「第百三十四条第三項及び第五項」を「第百三十四条第四項及び第六項」に改める。

第百七十一条第二項に次の一号を加える。

三　債務者の特性に応じ、ストレスがかかった状況における資産価値変動に対する債務者の耐性を適切に反映させること。

第百七十五条第二項中「（令第七条第二項に規定する親法人等をいう。）」を削る。

第二百二十一条中「第二条及び第十四条の算式」を「第二条第三号及び第十四条第三号の算式」に改める。

第二百三十条の見出しを「（千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー）」に改め、同条第１項中「控除項目」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用した額を信用リスク・アセットの額」に改め、同項第１号を次のように改める。

一　この章の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー

第二百三十一条第二項中「自己資本控除とされる額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額」に改める。

第二百三十一条第二項中「第四章第六節」の下に「の規定」を加え、同項第二号ハ中「引き受け」を「引受け」に改める。

第二百三十二条第１項第１号イの表及びロの表並びに第二号の表中「自己資本控除」を「千二百五十」に改め、同条第二項中「自己資本控除」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するもの」に改め、同条第八項中「すべて」を「全て」に、「自己資本控除」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトの適用」に改める。

第二百三十四条第二項中「第四章第六節」の下に「の規定」を、「第百三条第二号中」の下に「「適格格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が４－３以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、適格格付機関が４－２以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」と、」を加える。

第二百三十七条第五項中「自己資本控除」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するもの」に改める。

第二百三十九条第１項第１号の表及び第二号の表中「自己資本控除」を「千二百五十」に改め、同条第四項中「自己資本控除」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するもの」に改める。

第二百四十条第三項中「自己資本控除」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するもの」に改め、同条第四項中「前項で自己資本控除」を「前項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するもの」に、「自己資本控除の額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額」に改める。

第二百四十九条第二項中「を自己資本控除」を「に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するもの」に改める。

第六章の次に次の１章を加える。

第六章の二　ＣＶＡリスク

第一節　算出方式

（ＣＶＡリスク相当額の算出）

第二百五十三条の二　商工組合中央金庫は、次節に定める標準的リスク測定方式を用いて、清算機関等以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るＣＶＡリスク相当額を算出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫が債券等（第二百六十四条に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。）に係る個別リスクの算出について第二百五十五条の承認を受けており、かつ、第五十九条第一項（第百三十九条第五項又は第百四十七条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、清算機関等以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るＣＶＡリスク相当額を算出しなければならない。

第二節　標準的リスク測定方式

（標準的リスク測定方式によるＣＶＡリスク相当額）

第二百五十三条の三　標準的リスク測定方式を用いて算出するＣＶＡリスク相当額は、次に掲げる算式により算出した所要自己資本額(K)に十二・五を乗じて得た額とする。

$$\text{所要自己資本額(K)} = 2.33 \times h^{0.5} \times \left(\left(\sum_i 0.5 \times w_i \times \left(M_i \times EAD_i^{total} - M_i^{hedge} \times B_i \right) - \sum_{ind} w_{ind} \times M_{ind} \times B_{ind} \right)^2 + \sum_i 0.75 \times w_i^2 \times \left(M_i \times EAD_i^{total} - M_i^{hedge} \times B_i \right)^2 \right)^{0.5}$$

hは、保有期間（ただし、hの値は一とする。）

w_iは、取引相手方ｉに係る掛目